

第85回人口・社会統計部会議事録

1 日 時：平成 29 年 12 月 8 日（金）10 時 00 分～12 時 5 分

2 場 所：総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

【委 員】

白波瀬 佐和子（部会長）、嶋崎 尚子

【専門委員】

内田 奈芳美（埼玉大学大学院人文社会科学研究科 准教授）

大江 守之（慶応義塾大学 名誉教授）

【審議協力者】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、
神奈川県

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部国勢統計課：山田課長ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：山澤室長、永島次長

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、佐藤調査官ほか

4 議 題 住宅・土地統計調査の変更について

5 議事録

○白波瀬部会長 おはようございます。ただ今から第85回人口・社会統計部会を開催いたします。

委員、専門委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

この部会の部会長を務めさせていただきます、東京大学の白波瀬と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、11月21日に開催されました第116回統計委員会において、総務大臣から諮問された住宅・土地統計調査の変更について審議を行います。

部会の構成については、資料4-1として名簿をお配りしておりますけれども、この部会の経常的なメンバーでいらっしゃいます嶋崎委員、永瀬委員に加えまして、専門委員として、埼玉大学の内田准教授、慶応義塾大学の大江名誉教授にも参加していただきます。

それでは、内田准教授から、一言御挨拶をお願いいたします。

○内田専門委員 埼玉大学の内田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 よろしく申し上げます。ありがとうございます。続きまして、大江

名誉教授お願いいたします。

○大江専門委員 大江でございます。よろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 よろしくをお願いいたします。お二方には、専門的な見地から、積極的に御発言いただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

また、本調査は、都道府県、市区町村を經由して実施する調査であり、結果の利活用という立場も含めまして、オブザーバーの都県の方もよろしくお願いいたします。

オブザーバー、各府省の方々につきましては、特に自己紹介を求めませんけれども、どうか積極的に御参加ください。

なお、永瀬委員は、本日、所用により御欠席です。

次に、本日は10月の統計委員会の委員の改選後、最初の部会となりますので、統計委員会令の規定に基づきまして、部会長代理を指名させていただきたいと思っておりますが、本部会に所属される委員に変更がありませんので、引き続き、永瀬委員にお願いしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、本日、御欠席ですけれども、永瀬委員にお願いすることといたします。事務局から、その旨、御連絡のほど、お願いいたします。

次に、本日の配布資料について、事務局から紹介をお願いします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当) 付副統計審査官 それでは、資料の御確認をお願いします。

本日の配布資料は、資料1としまして統計委員会の諮問資料、資料2として統計委員会の諮問資料の参考、審議関連資料としまして資料3-1で審査メモ、資料3-2として審査メモで示しました論点に対する調査実施者の回答、その他としまして、資料4-1として部会構成員名簿、資料4-2として部会の開催日程をお配りしております。また、これ以外に、席上配布資料としまして、平成30年住宅・土地統計調査記入のしかたという資料をお配りしております。ここまでの資料で過不足がありましたら、事務局まで御連絡ください。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、審議に先立って、私から3点ほど申し上げます。

1点目は、部会審議の進め方についてです。審議はこれまでと同様に、お手元にあります資料3-1の審議メモに従って、事務局から審査状況と論点を説明してもらい、各論点に対する調査実施者の回答後、質疑を行うという方法で進めたいと考えております。

2点目は、資料4-2でお示ししている審議スケジュールです。今回の部会審議につきましては、本日と12月26日の計2回を予定しており、次回の部会で一通りの審議が終了し、答申案の整理の方向性について合意を得られた場合には、答申案を、メール等により皆様方にお示しし、書面決議によって決定したいと考えております。もちろん、これは予定ですので、そうしていただきたいということをここで申し上げるというよりも、大体の予定

というか、目算です。また、12月19日開催予定の統計委員会におきまして、本日の部会審議の結果を中間報告した後、1月又は2月に開催予定の統計委員会に答申案をお諮りしたいと考えておりますので、どうか御協力のほどお願いいたします。

最後に、本日の部会は12時までを予定しておりますけれども、審議の状況によりましては、予定時間を若干過ぎる可能性があると思います。そのような場合には、既に御予定がある委員、専門委員等の皆様におかれましては、御自由に御退席いただいて結構です。

以上、どうかよろしくをお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

通常ですと、ここで事務局から諮問の概要について説明していただくことになりませんが、各委員、専門委員の皆様には、既に事務局から個別に説明していただいているとこのことですので、ここでの説明は割愛させていただきます。

それでは、統計委員会における諮問の際、委員から本調査に関する意見がありましたので、その内容について、事務局から紹介してください。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、11月21日に開催されました統計委員会で、本調査について諮問された際に、委員から4点ほど御意見がありましたので、御紹介させていただきます。

1点目ですが、空き家や所有不明土地の問題は、国、地方自治体における重要な懸案となっており、部会審議に当たっては、地方における空き家等の条件も勘案しつつ、審議をお願いしたい。

また、今回の調査計画案は、地方自治体の事務負担軽減にも配慮したものとなっていることから、感謝したいという御意見がありました。

続きまして、2点目ですが、住居のモビリティについては、政策上における重要課題となっていることから、現時点で利活用ニーズがないからといって、前住居の所在地を把握する調査事項を削除することは疑問であり、将来的にニーズが生じることもあるので、その点も踏まえて審議してほしいといった御意見がありました。

3点目ですが、集合住宅等に居住する報告者に対する調査において、調査員事務の管理会社等への委託を可能とすることとしておりますが、コスト削減につながる取組であるので、そのような手法が可能であることを明確にアピールした方が良いのではないかとといった御意見がありました。

最後に、4点目ですが、将来的な課題として、地理情報システム、いわゆるGISですが、このような情報を利用することにより、我が国の土地の全体像を把握することができないか検討してほしいといった御意見がありました。

事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。いずれの点につきましても、重要な視点だと思います。審査メモに沿った審議の中で、併せて確認あるいは検討したいと考えておりますので、御意見は、その際をお願いいたします。

詳細な議論については、個別項目の審議の中で行いたいと思いますけれども、総論的なところで、特にここで発言、確認しておきたいという点がありましたら、お願いいたします。

す。お手元にあります、この概要等で、本調査の位置付けについてありますけれども、特に今、何かありますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、資料3-1の審査メモに沿って、個別の審議に入ります。なお、限られた時間で効率的に審議するため、ある程度、関連する変更事項については、まとめて説明させていただき、その後、審査メモの論点に沿って審議するということにしたいと思います。また、審査事項の順番も少し変更して審議いたしますので、よろしく御了解のほどお願いいたします。

それでは、始めに、資料の3-1です。審査メモ1ページ、「(1) 報告を求める者の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 (1)の報告を求める者の変更についてです。

今回の変更計画では、報告を求める者の数について、調査票甲では約300万住戸から約320万住戸に、建物調査票は約350万住戸から約370万住戸にそれぞれ増加することとしております。これにつきましては、母集団を平成22年国勢調査結果から平成27年国勢調査結果に変更することに伴い増加するものであり、やむを得ないものと考えられますが、報告者負担の軽減の余地について検討する観点から、標本設計の考え方について確認する論点を整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、統計局国勢統計課から、論点に対する回答をお願いいたします。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 総務省統計局国勢統計課です。

ただ今の論点に関する回答については、資料番号3-2の1ページに掲載させていただいています。住宅・土地統計調査の標本設計につきましては、先ほど御説明がありましたように、平成27年の国勢調査を母集団情報としまして、標本設計をしています。したがって、市町村別の結果に必要な標本設計という形で、層化2段階抽出方法を採用しています。1ページ目の枠内を御覧いただければと思います。

平成27年国勢調査を第1次抽出単位として抽出した標本調査区を基本とする調査単位区内の住戸を第2次抽出単位として、層化2段階抽出方法により抽出していきまして、調査対象抽出方法につきましては、国勢調査区を層化して、まず、調査区の抽出の第1段階として、2分の1から10分の1の確率で抽出させていただいています。人口1万5,000人未満の市町村につきましては、都道府県で一括してまとめた形で抽出しているところです。その後、調査区内の住戸を抽出の第2段階としまして、1調査区内から17住戸をランダムで抽出して、調査を実施するという手法で、住宅、土地の調査を実施することとしています。

一方、結果の表章の考え方につきましては、先ほど説明させていただいたとおり、人口1万5,000人以上は個別表章とさせていただいておりまして、それ以下の市町村につきましては、都道府県単位での表章とさせていただいているところです。

今回の調査における調査対象の住戸の増加につきましては、下の図のような形で考えて

います。平成25年の前回の住宅・土地統計調査につきましては、平成22年の国勢調査時の調査区の数に基づいて抽出させていただきました。その際、母集団調査区の数につきましては、101万調査区ありました。その後、平成27年の国勢調査時になりますと、約104万調査区と約3万調査区増加していきまして、その増加分が今回、住宅・土地統計調査の抽出の関連上、増えたという結果になっているところです。

したがって、前回、指定調査区とさせていただいた平成25年調査につきましては、21万調査区の中の350万住戸を対象とさせていただいたところですが、今回の平成30年調査におきましては、指定調査区数は22万調査区とさせていただいて、370万住戸を対象に考えているところです。

また、その中身ですが、住宅・土地統計調査につきましては、ショートフォーム、ロングフォームの調査票があり、甲と乙という形で分けさせていただいております。

乙調査票については50万住戸を対象として設定していきまして、甲調査票につきましては320万住戸で、基本的には甲調査票が増えた形の住戸数として設定していきまして。

この乙調査票の50万住戸につきましては、平成10年から、土地の部分が追加され、住宅・土地という形で導入されまして、その現住居以外に所有する住宅、土地などの調査項目を加えた形で、土地基本調査の世帯調査実施時の標本数として、住宅統計調査の約6分の1により、記入者負担軽減に配慮した形で調査を行うこととしまして、50万住戸という形で設定させていただいたところですが、それで、50万住戸をずっと引き継いだ形で整理されているところです。

統計局からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明を踏まえまして、御意見や御質問のある方は、どうぞ御発言ください。

それでは、私からいいですか。すごく基本的なことですが、説明はよく分かりました。基本的に世帯数が人口高齢化とともに増えておりまして、それから考えても、住戸数の自然増が予想されますので、その現状に合わせ、変更をされるというのはよく分かるのですが、人口も永遠に同じスピードで増えるわけではなくて、ある一定程度になったら天井状態になっていくというのが現在でも確認されているのです。現時点での対応についてはわかりましたが、同じように、これから増加した場合には、同じ形で自動的に更新するという方針を今現在、お考えなのか。あるいは、その辺りの対応について、研究会等で御検討いただいているのかというのが1点目です。

2点目については、調査票の甲、乙で、甲についての方で拡大ということになりますと、甲のところで増えているので、単純に考えても、若干、確率は変わってくる。その辺りの御議論というのは既にあったのかどうかという2点について御説明ください。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 住宅・土地統計調査につきましても、研究会を立ち上げて、研究は行っていますが、ただ、この標本設計につきましては、現行の層化2段階抽出については平成15年の調査から始めたものでして、そういったところを踏まえまして、実際のその中身的なところまでは踏み切れていない状態です。

ですので、今回の御指摘を踏まえまして、次回に向けまして、しっかりと検証していきたいと考えております。

○白波瀬部会長 それでは、今後に向けて検討ということですね。何かありますか。いいですか。嶋崎委員。

○嶋崎委員 1点確認させていただきますと、これまでは増やしたということではなく、当初の300万住戸だったということでしょうか。今回が初めて増えるということなのでしょうか。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 母数が350万住戸かということですね。あまりそんなに大きく変わってきていないと思います。ですので、国勢調査の特性からしますと、基本単位区をベースに調査区の設定をしていますので、大きくすごい伸びをするということがあまり考えられなかったところではあるのですが、ただ、今回、やはり人口というよりは、世帯数がかかなり伸びたということも踏まえまして、調査区数がかかなり大きく伸びたところが要因になっていまして、その部分のボトルネックが今回、住宅にも反映されてしまったという現象になってしまっているところです。したがって、平成15年から、ほぼ350万住戸で推移しています。

○大江専門委員 調査区が増えているところの地域的な傾向、つまり、大都市圏で増えているのか、そうでないのか、どこで増えているかということについて、もし可能であれば、参考までにお聞かせいただきたい。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 調査区の傾向としましては、やはり大都市に集中しています。今回の調査区という特性からしますと、世帯数の数というよりは、どちらかというとオートロックマンションとか、ワンルームマンションもそうですけれども、やはり敷地に建物を建てるというよりは、高さで来ているような世帯数が増えている傾向にあるので、やはり集中地区において調査区が増えて、増加の傾向に転じていると考えています。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。標本調査ということですので、常に母集団ということで、若干、サンプリングの構造が変わった場合に、それまでの前後の情報については、できるだけ簡潔な形で公表していただけるようお願いしたいと思います。

それでは、この件については、御了承いただいたとしてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、続きまして、少し飛びますけれども、審査メモの19ページ、「(3) 報告を求めるために用いる方法の変更」について審議します。今回の調査計画では、調査方法について様々な変更が計画されておりますので、まず、その審議を行った上で、関連する事項について、順次、審議を進めたいと思います。

それでは、審査メモ19ページのアのオンライン調査に係るID、パスワードの配布方法の変更から、20ページのイの郵送により調査票を市町村に提出できる仕組みの導入までについて、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 始めに、審査メモ19ページのアのオンライン調査に係るID、パスワードの配布方法の変更についてです。今回の変更計画で

は、前回の平成25年調査では、オンライン回答用のID、パスワードを紙の調査票と同時配布しておりましたが、今回の平成30年調査では、先行して配布した上で、その一定期間後に紙の調査票を配布する2段階配布方式を導入するよう変更することとしております。

これについては、オンライン回答率の向上が期待できる方式を導入する計画であり、試験調査でも当該方式の導入による効果が確認されていることから、おおむね適切と考えますが、今回の変更が実効性等の確保に資するものとなっているかなど、4つの論点を整理しております。

次に、審査メモ20ページのイの郵送により調査票を市町村に提出できる仕組みの導入についてです。今回の変更計画では、調査票の提出方法につきまして、従来の提出方法に加え、郵送による提出も可能とするよう変更することとしております。これにつきましては、報告者の利便性の向上などの観点から、おおむね適切と考えられますが、同様に郵送提出を導入した平成27年国勢調査における実施状況や、本調査の実施に当たっての留意点等の確認など、3つの論点を整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、統計局国勢統計課から、論点に対する回答をお願いいたします。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 資料3-2の18ページを御覧いただければと思います。また、クリップが付いているかと思いますが、クリップを外していただいて、裏にスケジュール表が1枚付いているかと思いますが、こちらも同時に見ていただけると分かりやすいかと思いますが、よろしくをお願いいたします。

それでは、オンライン調査に係る今回の手法、2段階配布方式ですが、前回、平成25年調査につきましては、オンライン調査の全国展開を実施させていただきました。その際には、今回の2段階配布方式ではなく、紙の調査票とIDとパスワードをセットとした同時配布方式を導入して、実施させていただいたところです。

その結果、オンラインで回答を得られた率としましては、7.9%の回答を得ることができたところです。これが先ほど別紙の下の段のスケジュールになっています。

この状況を踏まえまして、更なるオンライン回答率の向上を図りたいということから、本年7月に実施した試験調査におきまして、オンライン回答用のID、パスワードを紙の調査票の配布よりも前に配布する方式で実施させていただいたところです。これを、いわゆる2段階配布方式と言っています。

この結果、オンラインで回答された世帯は25.6%となり、当該方法によって、前回調査よりもかなり向上した回答率を得ることができたことと認識しているところです。

簡単にスケジュールを見ますと、別の表ですが、まず、上段が今回考えております2段階配布方式になっていまして、下段の表が前回の25年の同時配布方式の流れになっています。単純にオンラインのIDとパスワードを入れた封筒を先に配布させていただいて、その後、一定の期間を置きまして、調査期日が10月1日ですので、紙の調査票を配布していくというような手法でやらせていただくということです。

この手法につきましては、まず、このようにIDとパスワードをお配りさせていただい

て、その後、一定の期間を置いた後にもう一度、調査票と記入の仕方が入った書類を全世帯、全戸に配布していくというように試験調査では実施させていただいたところです。

同時配布になりますと、この封筒の中に、IDとパスワードを含め、全部入った形で、かなりボリュームのあるものが配布されるというようなイメージと認識していただければと思います。

一方で、この手法につきましては、今回の計画では、1つは最大限、調査員の事務負担というところを考慮しまして、できるだけ調査員さんの稼働時間を確保するように工夫させていただいているということが1つです。あまりきつい稼働時間とならないようにしています。

もう一つは、地方自治体における事務負担軽減としまして、最初の段階というよりは、後者の方としまして、オンラインの回答率が上がれば、審査事務がかなり軽減されるというメリットがあります。そういったことも踏まえまして、今回、2段階配布方式で実施していきたいと考えております。

また、試験調査の結果を見ても、今回のオンライン回答率は25.6%でして、一方で、郵送提出も今回導入していきまして、その郵送提出につきましては40.6%となっています。また、調査員回収につきましては11.6%と、やはり昨今の調査環境が飛躍的に悪くなってきているということもありますし、また、オートロックマンションやワンルームマンションなどが増えてきているところもありまして、調査員調査で行うスペックとしまして、なかなか世帯との接点を持たないという状況が顕著に出てきているということもあり、郵送又はオンラインというのがかなり増えてきているのではないかと分析しているところです。

19ページには、今回の試験調査結果の表を提示させていただいております。また、試験調査に併せて、今回は世帯を対象にアンケート調査を実施させていただき、そのアンケート結果として、まずオンラインの操作性について聞いています。やはりオンラインのメリットというのは、一つは好きな時間に回答ができるというのがあります。また、難しい操作よりは簡単な操作ということを私どもも考えていますので、操作のしやすさがどうかというのを聞いていきまして、やはり全体で見ますと約75%が操作しやすかったという回答を得ているところです。

次回に向けて、インターネットで回答したいかという希望も聞いていきまして、年齢階級別にも聞いていきませんが、やはり今後、インターネットで回答したいという世代の方が75.5%と、7割以上の御回答をいただいているところです。

また、試験調査の結果につきましては、当局のホームページ等でも掲載していきまして、前回の平成25年調査におけるオンライン調査の実施状況等についても、ワーキンググループ等で報告させていただいているところです。

20ページ、郵送による調査票の導入の仕組みですが、今回、標本調査では初めて郵送提出を全面導入することを検討しています。今回、実施させていただきました試験調査において、新たな取組としまして、郵送提出を導入した形で実施し検証した上で提示させていただいているところです。

先ほども申し上げたとおり、郵送提出につきましては、全体の約40%となっておりまして、

割合的にも高い比率となっていることが分かっているところです。

また、調査員回収と郵送提出による調査票の記入状況の検証を今回させていただいておりまして、面接ができない一方で、郵送提出の場合、やはり記入率が悪い、又は記入漏れ等が発生するのではないかとということも検証する必要があるということをご踏まえまして、21ページを御覧いただければと思います。

この一番上の表につきましては、郵送提出されたものと調査員で回収したものの割合になっています。サンプリング数が少ないものでありますが、おおむね調査員で回収されたものと郵送で回収されたものでは、あまり記入状況に差がないというように私どもは判断しています。したがって、今回、平成30年調査につきましては、郵送による回収方法を導入した形で実施したいと考えております。

また、参考までに、これは平成27年国勢調査における郵送回収の状況についてまとめさせていただいたものですが、実は平成27年国勢調査においても、基本的には郵送での提出を認めている状況でして、そういった大規模調査である国勢調査においても、郵送提出を認めている部分もありますので、調査対象からしますと、調査の分け隔たりがあまりないものですから、どうしてこの調査だけ郵送で提出できないのかというような疑念を抱かれる可能性はあると思います。

そういったことを踏まえまして、今回、総論としまして、調査員回収が機能している町村では、基本的には調査員に回収していただく一方で、オートロックマンションやワンルームマンションの普及などによって、調査員が調査対象世帯に面接できない地域においては、郵送提出の効果があるものと考えているものと思っております。

ただ、一定の記入漏れもあることが、検証で出ていることも懸念していますので、そういった記入支援の対策としまして、私ども、調査票の記入のしかた、これは紙のものがありますけれども、その説明動画的なものを作成しまして、PCやスマートフォンなどで閲覧できる、視聴覚的にみられる仕組みを導入することなども検討させていただいているところです。これにより、地方事務における調査票の審査事務の効率化が図れるものと、私どもは考えているということです。

統計局からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、これまでの説明を踏まえまして、御意見、御質問のある方は、どうぞ御発言ください。内田専門委員。

○内田専門委員 19ページの図1の年齢階級別の操作がしやすかったかという回答者の割合のところ、本来、インターネットばかりしているような若い人の方が「いいえ」と答えているのがすごく気になるのですけれども、これはもしかしたらスマートフォンでなかなか答えにくい設計になっているのではないかなと思ったのですが、その辺りは、いかがでしょうか。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 申し訳ありません。説明が足りませんでした。試験調査につきましては、スマートフォン版を構築していません。PC版のみで実施させていただいたところであり、スマートフォン版は試験調査では実施していません。ただ、本調査に向けましては、スマートフォン版を構築して、実施

させていただきたいと考えております。

○白波瀬部会長 よろしいですか。あとはいかがでしょうか。大江専門委員。

○大江専門委員 2点伺いたいののですが、1点目は、今のことに関連して、結構、iPadを使っている人が多いと思うのですが、PC版の方は両方使えますよね。それはPC版で、大き目のiPadなんかで答えるということになるのかどうか。その扱いの問題が1点です。

もう一点は、この試験調査については、調査票の甲、乙、両方やっていらっしゃるのか。甲、乙の違いがあるのかどうかという点について、お聞かせください。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 試験調査につきましては、一番重たい乙の調査票のみで実施させていただいております。本調査に向けて、タブレット端末とかiPadにつきましては、おそらくどちらでも使えるようにはなるかと思うのですが、実際は縦スクロールで見るとなると思われますので、スマートフォン版で見ようと思えば見られますし、逆にPC版で見ようと思えば見られるような形にはなるかと思えます。

○嶋崎委員 1点、教えていただければと思うのですが、コールセンターのようなものは設置するのでしょうか。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 この後、説明させていただきますけれども、コールセンターは設置させていただきます。

○嶋崎委員 はい。分かりました。

○白波瀬部会長 本日、神奈川県、東京都からも御出席いただいております。今回の試験調査についても御報告があるのですが、何か御意見とか、現場の立場から、御忌憚のない御発言はありますでしょうか。

○関根神奈川県統計センター人口・労働統計課長 神奈川県ですけれども、試験調査を行った際に、調査員の意見としては、やはり先ほど来から出ておりますけれども、オートロックマンション等で実際にお会いできるということが難しいという点のお話がありました。以上です。

○白波瀬部会長 分かりました。いかがですか。

○間船東京都総務局統計部人口統計課長 東京都総務局統計部人口統計課長の間船でございます。

配布方法とか回収方法については、統計局でいろいろ御配慮いただきまして、ありがとうございます。東京都は試験調査を実施していないのですが、現在、本調査に向けて、単位区設定の事務を市町村に進めるということで、説明会等を開催しております。その場で、あくまでも案ということで、今回も平成30年の住宅・土地統計調査の概要を説明したところなのですが、調査方法のところ、やはり2段階配布ということに対しては、区市町村側から少し懸念が出されているところです。

今、御説明いただきましたとおり、2段階配布の狙いとか効果等については、私どもから丁寧に説明したつもりではあるのですが、平成27年国勢調査の際に、複雑な方法、2回に分けて配布して、IDと調査票をひも付けして、同じ世帯にきちんと配布しなければ

ばいけないとか、世帯に入るまでに何回も訪問しなくてはいけないということで、かなり調査員に負担が大きくて、不評であったということとして、区市町村の側からすると、調査員にかなり拒否反応があるのではないかということ、今後、本調査に向けて、調査員を集めることがなかなか難しいのではないかということ、不安感を持っているような印象を持ちました。

それから、郵送回収に関しましては、地方自治体の立場に御配慮いただいて、郵送提出を導入していただきまして、ありがとうございました。ただ、少し細かい話になりますが、郵送の提出先が地方自治体、区市町村になっておりまして、提出状況の入力を区市町村側がしなければいけないというところは少しありまして、調査員の負担軽減にはなっているのですが、地方自治体側は少し負担が増えてしまうおそれがあるのかなというところは懸念しております。

少し細かい作業のところになるのかもしれませんが、例えばQRコードを導入していただくとか、入力作業の軽減化を図っていただければいいのかなと考えております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。いかがですか。調査実施者側から。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 御指摘の点につきましても、今後はいろいろ詰めていきながら、検証結果を踏まえ、地方自治体と協議・連携を図りながら、事務を進めていきたいと思いますが、今回、国勢調査と大きく違うのは、2段階配布ということです。国勢調査は、先行配布型という方法を採用したのですけれども、これはオンライン回答を前提としたもので、国勢調査は実施しました。

つまり、国勢調査はもっと長期のスパンで実施していきまして、まずIDとパスワードを配布した後に、一定の期間、オンライン回答の期間を置きまして、そこで一旦、切ります。切って、特定した後に紙の調査票を配布するというような方法になろうかと思いますが、今回、住宅・土地統計調査につきましては、こちらの別表にも記載していますが、まず、配布の段階につきましては、原則、ポスティングになっていきまして、国勢調査のように、まず面接しながら、会ってから配布するというスキームを導入していません。したがって、調査員の負担感というのは、軽減はされているだろうと私どもは考えています。

○白波瀬部会長 少しいいですか。簡単なところなのですけれども、多分、調査員に一番負担感があるのは、配布先とID等をひも付けなくてはいけないので、間違えて渡したらどうしようという心配は負担感を高くすると思うのです。ただ、その点については、今回の方法ですと、結局、そのひも付けというのは、最終段階では要求しないのですよね。違いましたか。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 今回のオンライン回答用のIDとパスワードにつきましては、基本的には世帯番号というのはないものですから、「行番号」と「建物番号」というのが付きます。それごとのIDになりますので、それらから管理していくような形になりますので、オンラインで回答された方が紙の調査票でも回答してしまうとか、調査員による配布を誤った場合などから配布誤りが出てくるのが想定されます。特に郵送提出があったときに配布誤りが出てくるかと思っておりますので、

回収の段階で配布誤りに気づく可能性はあるかと思います。

○白波瀬部会長 ですから、少しそのあたりのところは、説明というか、タイミングで、何を注意して配っていただくかということになりますね。多分、調査実施者側の強調点は、調査員の稼働期間が長いことへの問題意識が1つのポイントだと思いますけれども、基本的には現場のお話がありますので、その辺りは、是非丁寧に御意見を聞いていただいて、やり取りしていただくのが今後ともよろしいかなと思います。

あと、国勢調査がオンラインという、良い意味でも悪い意味でも、前例になってしまうのですけれども、調査の設計とか調査の内容や詳しさ云々と、他の調査とは異なりある意味特殊なものだと御理解いただいて、適宜、差別化して説明していただけるといいかもしれないと思います。

あと何かありますか。

それでは、お願いなのです。すごく基本的なところで、回答率のところ、特定の調査項目で郵送云々というところを出していただいたのですけれども、単純に全体の調査票の中で何%が無回答かというざっくりしたデータはありますか。要するに、オンラインと郵送と訪問の間でどう違うかというのは、分かりますか。分からなければ、次回で結構です。

あと、郵送については、やはり回答の中身です。同じようなところで、適宜、少し比較していただいて、回答の中身や違いはどうなっているのでしょうか。多分、郵送回答の場合は正確さというのが調査の中では結構問題になってくるので、その辺りの検討についても少し御準備いただけると、説得力が増すのではないかと思います。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 こちらの21ページのところに、勤めか自営かなどの別とか、現住居への入居の時期とか、ベース項目というか、皆様が必ず書かなくてはいけないところをまずベースでやらせていただいたのです。それで、やはり世帯の特性によっては、書く、書かないがありますので、そこら辺の比較をすることでしょうか。

○白波瀬部会長 全体で何%かといった大まかな情報があるとよいのではないか。中身的にはいろいろあるかもしれないのですけれども、項目ごとに出ると、少し恣意的な感じがするようにも思います。あまり変わらないのだけ出しているのではないか。少しそこは良くないと思いました。

あと、訪問と郵送では、逆に郵送が正確な場合もありますので、そこは適宜、しっかりデータを出されると説得力が増すと思います。これは助言です。

○嶋崎委員 オンラインではスキップはできない仕組みなのでしょうか。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 原則、記入がなければ飛ばないようになっていますので、何らかの形で記入はされる形になっています。

○嶋崎委員 分かりました。

○白波瀬部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。いろいろなところが改善ということで、御提案いただいております。御了承いただいたと整理させていただきたいと思います。ただ、今後、いろいろ少し丁寧なフォローアップを含めて、よろしく御対応ください。

それでは、次に進みます。審査メモ20ページ、ウの集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託についてです。この関係では、冒頭、事務局から紹介いただいたように、先日の諮問時の統計委員会で委員からコスト削減につながる取組であることから、もう少し明確にアピールした方が良いのではないかという意見もありました。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 審査メモ20ページ、ウの集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託についてです。今回の変更計画では、集合住宅や社会福祉施設等に入居する世帯に対する調査におきまして、調査員事務のマンション等の管理会社、施設等の運営法人への委託を可能とすることとしております。これにつきましては、調査のより円滑な実施等を図る観点から、おおむね適当と考えられますが、同様に調査員業務の委託を可能とした平成27年国勢調査における実施状況や、本調査の実施に当たっての留意点の確認など、3つの論点を整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、統計局国勢統計課から、論点に対する回答をお願いします。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 審査メモの回答の資料3-2の22ページを御覧下さい。

まず、今回の調査員の業務委託の方法を説明させていただきたいと思います。本来、調査員業務につきましては、地方公共団体が地方公務員として推薦された者を調査員として任命します。任命権者は都道府県として実施するという形で調査を行うことになっています。これが普通の調査の形態になっています。

今回、私どもで考えている方法としましては、その業務をまず一部、集合住宅や管理人又は管理会社、社会福祉施設等の団体に一部委託できる。調査員業務を委託できる方法を入れましょうというのが今回の狙いです。

この背景事情ですが、なぜこのような方法を入れなくてはいけないのかというところですが、下表の流れ図で見ましても、実際に表の中の右側を見て、黄色の部分の中で、集合住宅の管理会社に対して調査員業務の委託を打診した際に、単純に管理人がやっていただける、調査員として任命を受けてやっていただけるという形になるとしますと、通常の調査員の流れと同様の方法で動く形になります。

ただし、一方で、委託を了承という形になった場合、市町村は委託契約を結んで、業務委託で行っていただく形になるのですが、なぜ、このような委託をやらなくてはいけないかというところで疑問が生じてしまうというところかと思えます。

1つは、報酬の支払いです。調査員の報酬につきましては、地方公共団体委託費で報酬を支払ってしまっていて、その報酬の支払いの手法としましては、本人に支払わなくてはならないことになっています。ただし、管理人の場合、自分は調査員としてやってもいいのだけれども、報酬は会社に払っていただきたいという声はかなり多くあります。そういった場合、どうしても今の通常の調査員業務の中の範囲内で業務を行っていただいた上で、報酬だけをその会社に払うということの方法はないものですから、このような形の業務委託

という方法ができたところでは。

したがって、あくまでも、今回のこの委託業務につきましては、できる規定としてやっているものでして、実際は調査員業務として、地方公務員として行っていただくというのがまず大前提としてあります。

ただし、どうしても、そういった事情でできないという場合は、委託を了承した上で行っていただくという方法で動くのが、この業務委託のスキームです。

これが平成27年国勢調査時から導入されておりまして、今回の住宅・土地統計調査におきましても、同様の流れで行っていきたいと考えているところです。

集合住宅の管理会社や社会福祉施設の運営法人への調査員事務の委託については、平成27年国勢調査時に初めて導入された仕組みです。また、オートロックマンションやワンルームマンション、また、病院や老人ホームなどについては、一般の調査員ではなかなか調査対象の中に入っていけないという事情もあります。そういったところも、円滑な調査を実施するために、集合住宅や社会福祉施設等を管理している事業所と契約を結んでいただいて、調査員事務を委託する仕組みを構築したところであるということです。これにより、円滑な調査の実施はもとより、調査員確保対策にも寄与したものと考えているところで、特に社会福祉施設については、入居者の忌避感なども少ないことから、平成27年国勢調査では多くの調査区において業務委託が行われたところであると聞いています。これが下表の実施の報告です。

この見方ですが、後置番号1番、4番、8番となっています。後置番号1番というのがオートロックマンションとかワンルームマンション管理人への委託契約が結ばれたものと考えていただければよろしいかと思えます。後置番号4番というのが社会福祉施設、老人ホームとか、そういった施設の地域に当たるところです。後置番号8番につきましては、単身者が住居にしている寄宿舍、寮が多い区域で契約が結ばれた結果になっています。これを見ても、やはりかなり多いのは社会福祉施設関係で大きく委託契約が結ばれているところでは。

既に平成27年国勢調査におきまして、全国的に導入させていただいたこの方法があるということを前提としまして、ニーズが高いということも想定されることから、同様の仕組みを導入することが本調査につきましても好ましいと考えております。

なお、地方自治体におきましても、今回の平成27年国勢調査時に調査員業務を委託した団体の情報等がありますので、今後、今回の調査に向けて、当該措置の積極的な活用が図れるということと、事前に調整することが可能と判断していきまして、当該仕組みの導入により、調査員確保に係る地方自治体の事務に負担が掛からないような軽減策が図れるものと考えているところです。

統計局からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。ただ今の説明を踏まえまして、御意見、御質問のある方は発言をお願いします。よろしいですか。大江専門委員、何かありますか。

○大江専門委員 直接関係ないかもしれないのですが、社会福祉施設は良いと思うのですが、例えば、介護保険で特定施設入居者生活介護を行っている有料老人ホームがあります。

これは施設ではなくて住宅なのです。この場合には、集計上は、普通世帯に入ると思うのですが、1人1人、1室1室の入居者は世帯とカウントされると思うのですが、この辺の扱いについて、入り口に管理者が居てということになっているので、形としては、いわば施設型の形になっているわけです。でも、制度的には住宅。これはケアハウスなんかもそうですし、ここのところは、調査の仕方に関してなのですが、どういう扱いにしているかということについてお聞かせいただきたいと思います。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 住宅の要件を満たしているのであれば、普通世帯になるのかと思ってはいるのですが、そのサービスがあるということですか。

○大江専門委員 住宅の要件は、例えば、一般的な有料老人ホームのごくごく普通のもので、居室内に洗面、トイレはあるけれども、台所、キッチンはないというのが一般的です。食事は共通の場所、お風呂も共通のもので、共用空間で行うというようになってくると思うのですが、ただ、住宅は住宅なのです。なので、つまり、準世帯扱いに最終的になるのか、ならないのかというのは、どのように決めていらっしゃるのか。

○紙谷総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当統計専門官 おそらくそういう施設ですと、そこに入られている方が自由に外に出入りできないと思われるのです。そこを管理するような方がそこに常駐していて、自由に出入りできなくなると、そこは住宅・土地統計調査では、住宅以外の建物として捉えますので、単身の方は1棟まとめて1世帯で準世帯という捉え方をしております。1室1室ではないです。

○大江専門委員 そうすると、サービス付き高齢者向け住宅はどうですか。

○紙谷総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当統計専門官 サービス付き高齢者向け住宅も同じです。

○大江専門委員 サービス付き高齢者向け住宅は、自由に出入りできるタイプになります。

○紙谷総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当統計専門官 そうですね。そうなりますと、普通のマンション型が多いと思いますので、1室1室がその住宅の要件を備えているということで、1室1室の方に調査票をお配りして、記入していただくということになります。

○大江専門委員 分かりました。

○白波瀬部会長 よろしいですか。いろいろな形があるみたいなので。それでは、この辺り、やはり現場のお話になってきますので、いかがでしょうか。御出席の神奈川県と東京都、何か御意見はありますか。

○関根神奈川県統計センター人口・労働統計課長 神奈川県でございますけれども、この委託方式を導入していただくということは、地方自治体からすると大変助かるということです。今お話がありました社会福祉施設や病院などは、なかなか調査員が伺って調査するのは難しいことが多いですので、このような委託を進める形で、国もPRを積極的にしていただくと助かります。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。東京都はどうですか。

○間船東京都総務局統計部人口統計課長 東京都としまして、やはりこのような形を広げていただくと、大変調査員の負担軽減にもなりますので、ありがたいと思っております。東京都も、社会福祉施設、病院等もそうなのですけれども、やはりセキュリティーの高いオートロックマンション等、そういった部分でこのような業務委託契約ができれば、回収率も高まると思いますので、是非拡大していただきたいと思うのですけれども、やはり地方自治体だけでは、なかなか難しいところもありますので、国も是非御協力いただければと思っております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。現場としても、大変ありがたいということです。特にありませんでしょうか。それでは、これらの件については、御了承いただいたものと整理致します。よろしく申し上げます。

次に、審査メモ21ページ、エの提出状況管理システムの構築等から、オのコールセンターの充実・強化まで、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 始めに、審査メモ21ページ、エの提出状況管理システムの構築等についてです。今回の変更計画では、オンライン回答や郵送提出の状況を提出状況管理システムにおいて一元的に管理するほか、スマートフォン版の表示画面の構築など、オンライン調査システムの機能改善を図ることとしております。

これらにつきましては、調査事務の進捗状況の適切な管理や報告者の利便性の向上等に資するものであることから、おおむね適当と考えられますが、その具体的内容等についての確認など、4つの論点を整理しております。

次に、同じページ、オのコールセンターの充実・強化についてです。今回の変更計画では、世帯からのオンライン調査に係る技術的な問合せに対するテクニカルサポートや、調査員が世帯からのオンライン回答状況を確認するための調査員専用コールセンターを設置することとしております。

コールセンターにつきましては、今回、オンライン調査を2段階配布方式に変更することに伴い、報告者からのオンライン調査システムに関する技術的あるいは専門的な質問等が増加することが想定されることから、新設するものでして、調査方法の変更等に伴う市町村の負担軽減方策の観点から、おおむね適当と考えられますが、実施する際の留意点の確認など、6つの論点を整理しています。

事務局からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、統計局国勢統計課から、論点に対する回答をお願いいたします。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 資料3-2の23ページから、この提出状況管理システムの関係について記載しています。

まず、提出状況管理システムとは、オンラインの回答と郵送提出につきまして、一元的に管理できるシステムを構築していくというのが肝です。

この提出状況管理システムにつきましては、国、地方公共団体、都道府県、市町村におきましても、同時に管理できる仕組みを構築させていただきまして、調査対象世帯からの

回答状況を一元的に双方で見られる仕組みになっております。

24ページに、図でお示ししております。この図の説明を若干させていただきますと、オンライン調査につきましては、政府統計共同利用システムを活用させていただきますと、オンラインで回答したデータにつきましては、回答状況のみ、この下の緑枠の中に、これが提出状況管理システムとなりますが、常に回答状況の更新がされていくというようになっています。

また、真ん中のところを見ていただきますと、統計局、都道府県、市町村と記載してありまして、L G W A N回線又はL A N回線をつないでいまして、常にここのサーバーに見にいけることになっています。したがって、瞬時にオンライン回答状況が分かるような仕組みになっています。

一方、郵送ですけれども、先ほど若干、東京都からも出たところではありますが、郵送提出につきましては、一旦、市町村の方で入力業務が発生いたします。郵送提出された際に入力していただいて、この提出状況管理システムで管理していただくような作業が出てきてしまいます。これが先ほどおっしゃっていただいたところです。この部分について、一元的に管理できるような仕組みを構築したシステムが提出状況管理システムということになっています。これが概要です。

この提出状況管理システムのメリットですが、常日頃からオンライン回答の状況が更新される部分と、提出状況管理システムの中に郵送提出の部分が入ってくるというようになりますと、先ほど部会長からも御指摘がありましたとおり、配布誤り等が発生した際に、入力した際に若干齟齬が出た場合、瞬時に分かるというシステムにもなっています。

もう一方で、調査の実施状況を間接的に把握できるというのが、もう一つのメリットになっています。※印の中に記載してありますけれども、平成27年国勢調査時におきましても、このような事象がありましたが、やはり調査員の高齢化が進んでいまして、常日頃、いろいろな事故案件等が発生します。例えば、病気でなかなか活動できないとか、急に活動できない状態が発生することが多々ありまして、例えば、提出状況管理システムにおいて、世帯の方から提出がなかなかないとなりますと、その調査区の状況というのがどのようになっているのかというのが、提出状況の中で間接的に見える形になりますので、地方自治体において、調査員にすぐに確認したところ、調査期間中に動いていないというのが分かったという事案がありました。そういったところも踏まえまして、調査の円滑な実施に寄与するものと思っております。

また、本年7月に実施しました試験調査において検証を行った結果、提出状況管理システムの運用面については、特段大きな問題もなく実施することができたところですが、今回の調査で実施した場合の課題について、地方から多くの御意見、御要望をいただいております。例えば、システム周りの使い勝手とか画面の遷移というところをいろいろ聞いていますので、そういったところは、今後、本調査の実施に向けて改善を図っていく所存です。

また、郵送提出された世帯の状況の入力を市町村で行うとなると、かなりの業務量になるというのは、私どもも掌握していまして、その事務負担の軽減につきましては、できる

だけ考慮させていただきまして、賃金職員による入力などを行うような想定もされることから、現行のシステム内だけでしか作業できない、なかなかPCでできないとなると、様々な弊害がありますので、業務の分散化ができるような仕組みも考えています。

これらの要望を踏まえまして、今回の調査に向けて、システムの改修を行いたいと考えているところです。

25ページ、今回のオンライン回答と郵送提出の状況につきましては、このシステム内において全て完結できるような形になってはいますが、また、その中で伝達できる仕組みも構築しています。これを回答状況の伝達と言っておりますが、これを調査員に最終的には伝達していただいて、フォローアップに回っていただくという仕組みになっています。ですので、その作業が1個あります。

ただし、オンラインで回答できる期間が24日間と設定されておりますので、調査員への伝達期間内においても、報告者からのオンライン回答等があることが想定されることから、調査員が地方自治体に最新の回答状況を直接問合せる事務負担を考慮しまして、国におきましては、調査員専用コールセンターを設置したいと考えております。これは、厳格に言いますと、調査員からの回答状況に関する問合せを限定とした調査員専用コールセンターとして考えておきまして、できるだけ地方事務の負担を軽減させていただきたいと考えているところです。

今、コールセンターの話が出ましたので、25ページのオのコールセンターの充実・強化に移りたいと思います。

コールセンターにつきましては、平成25年の住宅・土地統計調査におきましても、設置しているところです。

この1及び2のところで、前回調査のコールセンターの概要は以下のとおりになってはまして、実際は9月1日から10月27日まで、調査の実施期間中に設置しています。最大席数は115席としまして、拠点数、これはコールセンターを置く拠点になりますけれども、2拠点置いてはまして、延べ席数につきましては、約3万8,000席という形で設置したところです。

主に前回の業務内容につきましては、調査対象世帯からの問合せ、調査の概要や調査方法、オンライン調査に関することがメインでしたが、調査票の記入のしかたなどに関する問合せも多数寄せられていたところです。

総着信件数が6万9,000件でして、総応答件数が5万9,000件です。その差分というのが応答できなかった件数とさせていただいて結構です。平均の応答率につきましては86%、コールセンター機能としましては8割以上応答していれば、おおむねその忌避感は考えられないと考えております。

次のページの26ページに行きまして、これが前回の応答の波です。平成25年9月23日から、一旦、どんと落ちているところがあります。ここにつきましては、オンライン調査システムに若干、不具合が生じまして、それによって一時的に電話の応対率が下がった傾向がありました。やはり何かしらのトラブルが発生した際には、かなり大きな応答率が発生すると考えています。

平成27年の国勢調査時における状況も把握してまいりまして、これは26ページの3番目になりますが、オンライン調査の全国展開に伴いまして、下表の①、②、③としまして、世帯用コールセンターのほかに調査員用のコールセンター、テクニカルサポートとして、3つの系統で実施しています。調査員用コールセンターにつきましては、調査員の事務の支援とオンライン回答及び郵送回答の状況に対応した機能に対してのコールセンターが1つです。あとはテクニカルサポートとしまして、オンライン調査の全国展開に伴いまして、システム的な障害が発生した場合、専門的な事項に対応した機能として設置したコールセンターがあります。このように3部門にして、コールセンターの強化を図ってきたところです。

27ページ、今回の調査においては、前回調査の結果も踏まえまして、以下のとおりのコールセンターの充実・強化を図ることを考えています。

1つは、世帯用のコールセンターです。前回調査の状況も踏まえまして、オンライン調査の導入に関してのFAQの充実・強化を図るとともに、調査方法に即したオペレーターの設置を行うことを検討しています。オペレーターの設置につきましては、オンラインの回答期間と調査票の配布期間に問合せが集中することが想定されることから、その時期に見合った席数の設置を考えているところです。

もう一つは、調査員用のコールセンターです。今回の調査では、調査員にオンライン回答及び郵送提出のあった世帯の状況を伝達する業務を行うこととしていることから、その状況をから調査員に伝達するのに要する時間等も鑑み、調査員から回答状況を聞かれた場合に対応できるコールセンターを設置することとしています。あくまでも限定した調査員用のコールセンターとして設置を考えています。

もう一つは、テクニカルサポートです。今回、前回の平成25年調査に起きましたシステム障害の結果・状況も踏まえまして、やはり専門的な者が置かれたテクニカルサポートを置いて、コールセンターの充実・強化を図ることを検討しています。また、今回はPC版だけではなく、スマートフォン版の画面遷移を作ったオンライン調査を実施することから、このようなことも想定しつつ、テクニカルサポートの設置を検討しています。

統計局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。ただ今の説明を踏まえまして、御意見、御質問のある方は御発言ください。いかがですか。

○嶋崎委員 大変手厚く設定されていると思いますけれども、このテクニカルサポートは世帯用でも調査員用でも、両方に対応するという事なのでしょうか。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 どちらかといいますと、世帯用です。

○嶋崎委員 世帯用ということですか。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 世帯用というよりは、テクニカルサポートはサブ組織として構築しようと思っていまして、まず、一旦、正規のオペレーターに入ります。オペレーターの判断によって、通常のオンラインの画面とか、そこに誘導するのは普通のオペレーターで多分できると思います。ただし、そのシ

システムで不具合とか、画面が止まってしまったとか、そうなりますと、そういった専門の者に転送するような形で考えていまして、一旦、正規のオペレーターにワンクッション置いた後に、テクニカルの方に転送するような形を考えています。

○嶋崎委員 分かりました。ありがとうございます。

○白波瀬部会長 よろしいですか。かなり手厚いと思うのですが、1点だけ、これはやはり横の連携というか、情報共有が大切だと思います。いろいろな問い合わせや検討事項が日進月歩で上がってきて、それに対してどのように対応したかという、その辺りは、やり始めると、それだけでも大変になってしまうのですが、速やかに状況共有されることが大切です。その辺りのマニュアルはどのようになっていますか。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 横のつながりというのは、コールセンターのですか。

○白波瀬部会長 そうですね。情報が上がってきますよね。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 今回のコールセンターにつきましては、大分、進んでいまして、コールセンターの画面を統計局でも見られるような仕組みは取れる形にはなっています。したがって、コールセンター側の動きが、一部、見られるような形にもなっていますので、その辺の連携も取れるかと思います。できるだけ齟齬がないように、週次報告又は月次報告は欠かさずにやらせていただいて、何かあれば変えていくというイメージで進めていきたいと考えております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。現場の東京都とか神奈川県、この辺りは何かありますか。よろしいですか。

○関根神奈川県統計センター人口・労働統計課長 神奈川県ですけれども、今回の調査員用コールセンターということで、オンラインの回答及び郵送提出が、指導員や調査員から照会があった時に分かる形にさせていただくということで、大変助かると思います。タイムラグがあると、どうしても世帯の方は、もう既に郵送した、オンラインで回答したということがありながら、調査員にそれが伝達していないと、督促という形になって、不信感につながるということがあるので、この辺りは非常に期待しているところです。

もう一点、世帯用のコールセンターですけれども、平成27年の国勢調査の時に、コールセンターに世帯の方が問合せしたところ、それは市町村が答えることだというような形で、たらい回しにされた件数が結構あったようでして、そうしますと、やはり世帯の方からすれば、それは市町村もコールセンターもなく、たらい回しされたというような負のイメージを持ってしまいますので、その辺りはコールセンターの方に御指導方、よろしくお願いいたします。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。東京都、どうぞ。

○間船東京都総務局統計部人口統計課長 2段階配布を導入するとしますと、この提出状況管理システムとかコールセンターは非常に重要になってきますので、今、御説明いただきましたような形で、円滑なシステム運用と地方自治体側の負担軽減、それから、利用のしやすさを引き続き御検討いただければと思っております。

以上です。

○白波瀬部会長 それでは、この件について御了承いただいたものと整理させていただきます。ありがとうございます。

続きまして、少しページが飛びますけれども、審査メモの24ページの前回の答申における今後の課題への対応状況についてです。前回答申では、平成25年調査におけるオンライン調査の全面導入との関係で、今後の課題を指摘しておりますが、この課題への対応状況については、ただ今審議しました「(3) 報告を求めるために用いる方法の変更」と関連いたしますので、続けて審議することとしたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、審査メモ24ページの前回答申における課題への対応状況のところを御覧ください。

前回の平成25年調査では、調査対象世帯が全国で約350万住戸という最大規模の標本調査におきまして、オンライン調査を導入したことから、その実施結果として得られた知見というのは、今回の平成30年調査のみならず、今後、他の統計調査におけるオンライン調査を導入、拡大することに当たっても、極めて有用なものになると考えられました。

このため、前回の答申におきましては、今後の課題といたしまして、1つ目は、実施した事務コスト、記入者負担等の観点から、オンライン調査の実施の効果や問題点、改善点等の把握結果を今回の平成30年調査に反映させること。2点目としましては、国勢調査等、他の統計調査におけるオンライン調査の実施の際の参考となるよう、各府省に情報提供することについて指摘されております。

これらの課題に対しましては、先ほどの報告を求めるために用いる方法の変更等の中で、いろいろ御議論、御審議いただきましたとおり、平成30年調査への対応や各府省への情報提供につきまして、所用の対応が行われていることから、適切と考えております。

事務局からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明に御意見とか御質問がある方は発言をお願いいたします。前回の課題への対応ということで、一連の審議が進んだということですのでけれども、いかがでしょうか。

○嶋崎委員 結構だと思います。

○白波瀬部会長 よろしいですか。ありがとうございます。それでは、この件については御了承いただいたものと整理いたします。

続きまして、審査メモ25ページの3のその他について審議いたします。これにつきましては、冒頭で事務局から紹介がありましたとおり、先日の諮問時の統計委員会で委員から、本調査について中長期的な視点からの御意見がありましたので、そのことを踏まえまして、審議をお願いするものです。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、3のその他についてです。本件は、先日の統計委員会の委員からの御意見を踏まえて整理したものです。本調査を取り巻く調査環境が厳しさを増す中、調査の効率的実施や報告者負担軽減の観点から、中長期的な課題として、不動産登記情報やGIS等の活用による住宅や土地に関するデータ整

備の可能性について検討する必要があるのではないかと考えております。

そして、この関係では、不動産登記情報やGISなど、住宅や土地に関する情報の整備状況、また、それらの情報の活用によるデータ整備に当たっての課題や問題点などについて確認するため、2つの論点を整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、統計局国勢統計課から、論点に対する回答をお願いいたします。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 資料3-2の28ページを御覧いただければと思います。

まず、この論点につきましては、政府統計共同利用システム、e-Statと呼ばれているものですが、地理情報システムのGISの仕組みを活用しまして、利用者の個々のニーズに合わせて、各種統計調査の統計データの背景地図とともに視覚化して提供する、いわゆる地図で見る統計、統計GISを構築しているところです。同システムには、現在、国勢調査や経済センサスなど5省の14統計調査のデータが収録されていますが、いずれも全数調査のデータとなっております、本調査の利用対象とはなっていません。

このような状況の中、本調査においても、緯度、経度の情報を付与された国勢調査の基本単位区、調査区をベースに使用しているため、将来的には、その位置情報を活用して、本調査結果のデータ利用を図ることも検討課題とは考えているところです。

また、不動産登記情報につきましては、建物関係では所有者、所在地、建物の種類、構造、床面積などの情報がまず1つあります。また、土地関係につきましては、所有者、地積、所在地などの情報が電子媒体で収録されており、不動産登記情報の公開のあり方などの検討動向を注視しつつ、その情報の活用による本調査の報告者負担軽減も将来的な検討課題として考えているところです。

地図で見る統計、GISによる利用については、本調査が標本調査であるという特性に留意が必要と一方で考えているところですが、土地、建物に関する高度な統計の検討に当たっては、行政ニーズも勘案しつつ、本調査のみならず、企業等を対象に実施する統計を含めた横断的な検討が不可欠と私どもは考えているところです。そのような検討を行う際に、当省としても積極的に参画していきたいと考えているところです。

統計局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。ただ今の説明を踏まえまして、御意見や御質問のある方、御発言をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 1点、事務局から情報提供させていただきます。実は、本調査の諮問審議と並行いたしまして、現在、国土交通省が実施しています法人土地・建物基本調査についても諮問審議されているところですが、その審議の過程におきまして、本調査結果と、国土交通省の法人土地・建物基本調査の結果を二次利用して集計、加工した土地基本調査という名前の加工統計が提供されています。それにつきましては、土地の種類別に地価の公示額等から推計した地価なども乗じて、資産推計も行っているところです。

そういった状況を報告した際に、この土地基本調査と言われる加工統計のカバレッジから考えて、全てが網羅されていない、一部漏れもあるのではないかと。特に、土地基本調査では対象になる農地とか山林とかいった部分が抜けていたり、個人が所有しているものが抜けていたりするのではないかとというような御指摘も先般の統計委員会であったところです。

そういう中で、この法人土地・建物基本調査を審議しております部会では、まだ答申案は出ていないのですが、何らかの形で、この土地、建物に関して、法人が所有されているもの、さらには、この住宅・土地統計調査で把握されている結果も含め、将来的に、更に高度な統計といえますか、データ作成みたいなことを検討していく必要があるのではないかとという方向で、今、最終的な意見の取りまとめが行われている状況にあります。本項目に密接に関連するところですので、合わせて情報提供させていただきます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。一見聞くと、とても似ているのですけれども、それぞれ別々のたて付けで、担当も違うということですので、極めて貴重な意味のある提起だったとは思いますが、何か御意見、いかがでしょうか。内田専門委員。

○内田専門委員 常日頃思っていたのですけれども、アメリカだと、各市町村で、パーセルごとに所有者、払っている固定資産税、それから建築面積と全部、オンラインで分かるようになっている状況にある。そうすると、地価がどういう状況にあるかというのは、もう家にいる状況でも一目で分かるような形になって、もちろんプライバシーの問題はあるのですけれども、なぜ日本でそれができないのかというのは、研究者として前から思っていたことだったのです。もちろん公開したくないという部分はあるとは思いますが、公共に資する情報であれば、是非GISとひも付けて、そういうような公開の仕方をしていただくと、より各地域の政策を考える、もしくは地域状況の分析を行うという点で非常に有用ではないかと思っておりますので、是非、日本でもそういう方向に進んで行ってくれると良いなと思っております。

それで、なおかつ、ここの回答の2番にもありますように、標本調査であるということを見ると、どういう公表の仕方をGISでひも付けてしていくのかというのは結構疑問ではありまして、すごく大きいメッシュの中で、ここは大体こんな感じですよというぐらいのことを見せられたとして、例えば、コンパクトシティでどの辺りを居住誘導しようというような話を考えたような場合に、それが役に立つようなレベルのデータになるのかどうかというのが少し疑問というか、なかなか難しいレベルになってしまうと思っておりますので、その辺り、既にお考えがあれば教えていただければと思います。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 後者の方ですが、そういった御意見が出るかと思っております、正直、なかなかそういったところの特定ができていない。それでは、どう使っていくのかというのは、私どももいろいろ検討していますが、なかなか活用事例というのが見当たらないかなと思っております。

したがって、そういったところも踏まえまして、前広に検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 今回の回答の1点目ですが、行政記録情報の活用については、土地行政を担当しております国土交通省でも以前から検討さ

れているところで、確かに御指摘の固定資産税台帳の情報も電子化が進められておりますので、その活用も検討されたようですが、私の承知している限り、その情報を使うには、個々の所有者の同意を得る行程が必要になってくるということで、その煩雑な手間をどこまでやるかということで、デッドロックに乗り上げているという状況と伺っております。

それから、先ほどの統計局の説明にありました不動産登記情報、これは今、全ての情報が電子化されているわけなのですが、これの公開のあり方の検討動向を注視するということですが、未利用地等の問題への対応も含めて、その情報を本来目的以外に活用できないかということで、政府部内で検討が進められていると承知しております。

ですから、その情報がうまく使えれば、内田専門委員の御指摘のような対応も可能になってくると思います。何か国土交通省から補足することがあれば、補足していただければ。

○猪野間国土交通省住宅局住宅政策課調査係長 特にありません。

○白波瀬部会長 大江専門委員、いかがですか。

○大江専門委員 まず、この論点にあるように、この住宅・土地統計調査というものを今の枠組みの中で行っていく際に、効率的な実施のために、居住者、つまり世帯からハードウェアの状況を聞くのではなくて、客観的に把握されているハードウェアの情報というのは別に取ればいいではないかというのがこの論点です。ということからすれば、市町村が持っている固定資産税関係の固定資産の情報、それを登記の情報、国が管理している方から入って行って、調査対象者が不確かに把握しているハードウェアの情報を記録するのではなくて、客観付けたものから記録して、マッチングするというやり方というのはあるかもしれないということは検討されて良いのではないかと思います。

もう一つの利用に関しては、20年以上前にシンフォニカで、住宅・土地統計調査の個票データをGIS上で使えないかという検討の研究会があって、それに参加したことがあるのですが、あまりよく覚えていないのですけれども、やはり御指摘のように、それはメッシュでどうかという話があったのですが、やはり調査地点がばらばらにあるので、それを表現するというのは非常に難しいという議論だったような気がします。

多分、その研究会の背景には、やはり不動産とか建設関係の事業者の方で、その地域の土地、建物の状況というものを客観的に把握した上で、いろいろな効率的なマーケティングをやりたいというのもあったかのような認識を持っているのですけれども、そういう情報というのが、もし、効率的な社会経済的な活動をバックアップするというのであれば、そういう観点からも、利用の仕方というものは考えて良いと思うのです。それは単純にこれを使うということではなくて、ある地域の状況みたいなものを客観的に把握するという範囲において、それは可能なのではないかなと思います。ということで意見です。

さっき申し上げたオートロックマンション等の調査のところで、少し分かりにくい質問をしてしまったので、その点を少し補足させていただいていいですか。回答の23ページのところで、さっき御説明があったように、後置番号で委託契約をどうしているかと説明されたので、ここでは一般のオートロックマンション、それから、その社会福祉施設等、それから、これも準世帯に属する単身者が居住する寄宿舎等というような分類になっているのですけれども、そういう形で委託契約ができるかどうかということをチェックされてい

るということからすると、ここに入って来ない有料老人ホームであるとか、サービス付き高齢者向け住宅であるとか、あるいは認知症高齢者グループホームであるとか、そういうものも集住している単位なので、こういう委託契約をした方が効率的に進む可能性はあるのではないかという気がしたので、そのことで有料老人ホームとかサービス付き高齢者向け住宅というのが頭に浮かんだのです。

翻って、それを最終的に集計する場合に、それが準世帯扱いで集計されてしまうと、少し実態と違う部分が出てくるのではないかということ逆を心配しまして、その調査に入るときのカテゴリーと集計するときのカテゴリーみたいなものをうまく整理しておかないと、実態をつかみ損ねるといふことがあるのではないかという問題意識で分かりにくい質問をしてしまったのですけれども、その点、効率的に調査を実施することと、実態に即した集計をするということに気を付けてやっていただきたいという意見です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。この点について何かありますか。そういう事例というか問題というか、何かどこかで、どういう処理をされていたかとか。今、大江専門委員がおっしゃったようにカテゴリーとして取った場合と、実態として集計のときに齟齬があると、それは全体からすると、まだすごい影響力というには小さいのですけれども、もし、そういう検討とか何かがあればと思うのですけれども。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 今の段階では、少し記憶にないので。

○白波瀬部会長 もし何かあれば、次回に、資料をよろしく願いいたします。ありがとうございます。あとは、御意見ということで、嶋崎委員、何かありますか。

○嶋崎委員 いえ、大丈夫です。

○白波瀬部会長 特にないですか。この点について御回答の28ページですけれども、説明の仕方というか、書き方ということですが、どうしてもこういう書き方になってしまうのかもしれませんが、問題とされる想定場面が必ずしも共有されないで、回答している部分も少しあるやに思うのです。

例えば、回答3の1の1段落目のところで、例えば、全数調査と標本調査だから、それは違いますというところで、ただ、これはもしかすると、こちらの土地、住宅の方で、今、大江専門委員からも積極的に行政データを使ってというような提案もあって、もしかすると、より積極的なリンケージとか二次データとか分析とかというところでのデータ構築というのがもう少し積極的にできないかをもっと検討してもよい。一方、やはり個人情報とか所有者の同意が1人1人から得られないという足元の話も分かるのですけれども、だからできないというわけにもいきません。

もちろん基本的に統計局は積極的にいろいろ問題対応されていることもわかるので、少しこの辺りの書き方、流れとしてはこういう形かなとは思いますが、しかし、不動産登記情報の公開のあり方、検討動向を注視しつつということで、少しさじを投げている感もあるのです。でも、その流れからすると、向こうがやったらいろいろなことがついていきますというわけでもないと思いますので、少し継続検討というか、書き方としては少し検討する形にさせていただきませんか。報告時点ではこういう形での議論があったという

ことです。

あと1点だけ、内田専門委員からも、他国の事例というのがあったのですが、それはうまく活用しないと、アメリカがやっているからということではないと思います。法的な状況も地方自治との関係性も、州と連邦ということで全然違いますので、その辺りは極めて重要なポイントなので、周到に準備して御報告されるのがよろしいと思います。そこで誤解のないようこちらとしても現状報告したいと思うので、その辺りは引き取って検討させていただくということによろしいでしょうか。すみません。

それでは、次に行かせていただきたいと思います。

続きまして、少し順番が前後しましたがけれども、審査メモの1ページにお戻りください。「(2) 報告を求める事項の変更」についてです。始めに、アの東日本大震災による転居の削除から、2ページ、イの前住居の状況の削除までについてです。このうち、前住居の状況の削除につきましては、冒頭で事務局から紹介がありました。先日の諮問時の統計委員会での委員の発言もありました。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 最初に、審査メモ1ページ、アの東日本大震災による転居の削除についてです。今回の変更計画では、調査票甲及び乙におきまして、東日本大震災による転居の有無及び転居の主な理由を把握する調査事項を削除することとしております。これにつきましては、東日本大震災の発生から7年が経過し、利活用ニーズの面からも引き続き把握する必要性が低下していることから、削除するものでして、調査の簡素化・効率化とともに、報告者の負担軽減を図るものであることから、おおむね適当と考えておりますが、削除に伴う利活用の支障の有無など3つの論点を整理しております。

続きまして、2ページ、イの前住居の状況の削除についてです。今回の変更計画では、調査票甲及び乙におきまして、前住居の状況を把握する調査事項のうち、所在地を把握する調査項目を削除することとしております。これにつきましては、前回調査で東日本大震災に伴う住居状況の変化につきまして把握できたことや、その他、利活用ニーズの面からも、引き続き把握する必要性が低下していることから、削除するものでして、調査の簡素化・効率化とともに、報告者負担軽減を図るものであることから、おおむね適当と考えておりますが、削除に伴う利活用上の支障の有無など、5つの論点を整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、統計局国勢統計課から、論点に対する回答をお願いいたします。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 資料3-2の2ページを御覧いただければと思います。

平成25年調査において調査いたしました東日本大震災の転居の削除につきましては、その結果ですが、家計を主に支える者の転居の理由別ということで、東日本大震災により転居した普通世帯の全国で見た場合の図と数につきましては、福島県等被災3県とそれ以外という形でまとめさせていただいた表を参考に載せているところです。

もう一つは、利活用ニーズですが、国土交通省の平成26年度の土地白書において、東日

本大震災により転居した普通世帯数の結果などが利活用として載せられているところです。

他の調査の代替するデータが得られるなど、調査の削除に関する支障等はないかということです。3パラグラフ目のところですが、平成25年調査では、調査期日が東日本大震災の発生時からまだ2年半ということもありまして、東日本大震災がもたらした居住状況の変化等に関する具体的なデータを把握することとしたところです。現段階では発生から7年以上経過していること、各府省及び都道府県から継続把握や新たな事項の把握に関する要望がないこと、全体的に東日本大震災に関する復興状況については復興庁において、また、地域的な復興状況については被災地域の県や市町において把握していることなどから、平成30年の調査事項から削除したいと考えているところです。

東日本の関係については以上でして、3ページ目の前住居の状況に関する説明に入りたいと思います。

まず、従前の居住地別の調査年までの5年間における現住居に入居した普通世帯数ということで、経年変化の状態をお示ししております。左から平成15年、20年、25年の各調査結果を掲載させていただいております。総数を見ていきますと、移動状況は減少傾向であるということが見てとれるかと思えます。

次の4ページ目、行政施策への直接的な利用についてということで、確認できたものにつきましては、住生活基本計画を策定する際の検討において、居住ニーズと住宅ストックの不適合の分析資料として活用されているところです。

また、世帯の移動状況を示す前住居地と現住居地をクロスした集計は現在行っておりませんが、一方で、居住形態の変化状況を示す前住居の居住形態と現住居をクロスした集計については下表のとおり行っているところです。今回、削除させていただく項目につきましては、審査メモの2ページにもありますとおり、前住居の所在地の人の移動の部分のところを削除するということとして、住居の移動につきましては捉える、引き続き取っていくということです。今回の下表につきましては、親族の家、また、家族を主に支える者の住居形態、居住形態を表にしまして、表側が全国の普通世帯の総数としてまとめさせていただいているところです。したがって、このような表は今後も作っていける形にはなろうかと思っております。

4番目、前住居地の情報につきましては、前記回答の1のとおり提供しているところとして、国勢調査において、人口移動につきましては、世帯類型別に、世帯の現住居から見た5年前の常住地を都道府県、特別区、人口50万以上の市別で集計しております。また、本調査で把握している世帯の移動状況と代替が可能であると考えております。また、住生活基本計画（都道府県計画）等においても、世帯の移動状況は、国勢調査のデータが多く使われているという現状があります。

前述のとおり、世帯の移動状況は国勢調査がかなり使われているという現状として、居住形態の変動状況については、引き続き、本調査において把握することとしているところです。

前住居地の調査事項は、国土交通省からも政策的な必要性は低いという回答もあることから、また、今回、空き家に関するデータの政策的必要性が重要課題となっており、調査

票の設計と記入者負担の軽減の観点から、当該項目を削除したいと考えているところです。

統計局からの説明は以上になります。

○山田総務省統計局統計調査部国勢統計課長 すみません、1点だけ、先ほど東日本大震災のところで、発生から経過7年と資料に記載してあるのですが、多分、計算が間違っていて、6年だと思えます。すみません。訂正させていただきます。失礼しました。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。1点、訂正がありました。

今の御説明につきまして、何か御意見、御質問がありましたら、発言をお願いいたします。

○大江専門委員 使われていないということであれば、削除してもよいと思えます。これは、要するに、住宅すごろくみたいなもので、移っていくときに、それは同時に、地域的にどういう動き方をしているか。例えば、区部の民借に住んでいた人が郊外の持ち家にどう移っているかとか、そういう住居移動のプロセスを空間移動も含めて把握していくことによって、住宅政策に生かしていこうということだったと思えますけれども、もう既に地域間の人口移動に関しては、集計していないということだとすれば、既にあまり利用されていないということなので、他の代替的なデータもあるということから、この部分を除いて、居住形態の変化だけを把握するというのでよろしいと思えます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。いかがですか。内田専門委員、ありますか。

○内田専門委員 私も削っていいとは思いつつも、ひも付けできるのかどうかというのがすごい気になりました。今おっしゃっていただいた住宅すごろくは、今、もう壊れていきますので、違う住宅のすごろくのあり方というのが、例えば、戸建てだったのに都市部に行って集合住宅に移ったみたいなものが同時にクロスで分析できることがあればいいとは思っているので、本当はこれとこれをくっつけて分析できる方が、より正確な今の居住のあり方のバリエーションが分かるかなとは思うのですけれども、そういうことが可能なのかどうかを教えていただければと思います。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 少し確認しないといけないのですけれども、国勢調査で持ち家とかは把握しているかと思うのですけれども、多分、そちらの方で把握できるかなとは思っています。

○永島総務省統計委員会担当室次長 すみません。少し事務局から補足します。多分、今のお話は、住宅、土地だけのお話ではなくて、国勢調査と住宅・土地統計調査の役割分担にもつながると思えますから、そこも含めて、次回、御回答いただくようお願いいたします。

○白波瀬部会長 多分、ここは、少し混乱しているところかと思えます。私も専門領域ではないのですけれども、移動には人の動きと建物の動きという2つありまして、基本的に、本調査は建物ということになります。ある意味で、この東日本大震災の設問は、もちろん実態調査というか、早急にいろいろな方面のデータが必要ということで、追加された状況もあったと思うのです。ここでは設問にあたって、理由の特定がされているというのが一番大きいのです。もちろん、今でも東日本大震災との関係というのがないわけではないので、そこはもう少し説明してもらいたいというか、まだ復興途中ですので、ここは強調したいのです。

でも、少なくとも本調査の中心的な目的というか、そういう意味からすると、少し外れた質問項目だとも思います。ですから、そういう意味で、土地の移動という観点から見るのが本筋です。ただ、内田専門委員もおっしゃったように、もう少し空間的なというか、土地と人というところを同時的ということであれば、そこはより本当に重要な分析対象にもなっていくし、データ利用のあり方ということもあるので、これをどういうレベルでうまく出すかというのは極めて重要です。この点、多分、統計委員会でもそういった問題意識があったように感じますので、少なくとも我々としては、その点について全く無視したわけではなくて、議論しているということはとても重要だと思います。この点も含めて、次回、内田専門委員の御質問に対して、どういう答えをお願いできるかというのは御検討いただけますか。

○山田総務省統計局統計調査部国勢統計課長 次回までに改めて検討させていただこうと思います。

○白波瀬部会長 よろしくお願いいたします。すみません。こちらの不手際と、やはり調査実施者側、今回、大変丁寧にいろいろ御説明もいただいております、基本的に私の不手際ですけれども、すみません、時間が押してしまって、少し案件が残りましたけれども、時間も来ましたので、今日の審議はこれまでとさせていただきたいと思います。

それでは、事務局から、よろしくお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 次回の部会についてですが、次回の部会は12月26日火曜日の14時から、本日と同じ会場で開催いたします。今回は、本日の審議で調査実施者において改めて確認、整理が必要とされた事項について審議した後、残りの論点について審議したいと考えております。

それから、本日の部会でお配りした資料につきましては、次回の部会でも審議資料として利用しますので、忘れずにお持ちいただきますようお願いいたします。ただ、委員、専門委員の皆様におかれましては、もしお荷物になるようでしたら、そのまま置いていただければ、こちらで保管しまして、次回の部会に準備させていただきます。

事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 本日の部会の議事概要につきましては、後日、事務局からメールにて照会させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

私の不手際で、少し案件が残ってしまいましたけれども、次回もどうかよろしくお願いいたします。本日の部会を終了します。ありがとうございました。